



県章

# 滋賀県公報

平成21年(2009年)

5月25日

第3094号

月曜日

毎週月・水・金曜 3回発行

## 目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

## ○規則

※滋賀県社会福祉法人の行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則(健康福祉政策課) ... 1

## ○告示

青少年に有害な図書等の指定(子ども・青少年局) ..... 1

特定計量器定期検査の実施(計量検定所) ..... 2

## ○公告

危険物取扱者講習実施公告(防災危機管理局) ..... 2

## 規則

滋賀県社会福祉法人の行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月25日

滋賀県知事 嘉 由 紀 子

滋賀県規則第46号

## 滋賀県社会福祉法人の行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県社会福祉法人の行う事業の補助に関する条例施行規則(昭和30年滋賀県規則第48号)の一部を次のように改正する。

別表第1福祉資金の項資金の基準の欄第4号中「第2条」を「第9条」に改める。

別表第2第1項の表福祉資金の項中「1,200,000円」を「1,700,000円」に、「2,000,000円」を「2,500,000円」に、「6年」を「8年」に改め、同表第5項第1号中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同項第3号中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号の規定にかかわらず、連帯借受人がいるときは、原則として連帯保証人を必要としないものとする。

## 付則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県社会福祉法人の行う事業の補助に関する条例施行規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

## 告示

滋賀県告示第377号

滋賀県青少年の健全育成に関する条例(昭和52年滋賀県条例第40号)第11条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定した。

平成21年5月25日

滋賀県知事 嘉 由 紀 子

図書

| 指定番号 | 種類  | 名称                   | 発行所等     | 理由                       |
|------|-----|----------------------|----------|--------------------------|
| ○8   | 単行本 | BAMBOO COMIC ひみつの救急箱 | 株式会社竹書房  | 著しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性、残 |
| ○9   | 隔月誌 | BOY's LOVE 6月号       | (株)ジユネット |                          |

|     |     |                        |             |                               |
|-----|-----|------------------------|-------------|-------------------------------|
| ○10 | 〃   | Sweet プチ 5月号           | 笠倉出版社       | 虐性を助長するなど、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| ○11 | その他 | DVD QL(クイーンズラブ) vol. 1 | 株式会社メディアックス |                               |
| ○12 | 〃   | 35歳からの恋愛               | 株式会社メディアックス |                               |

## 滋賀県告示第378号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査(ひょう量500キログラム以下のもの)を次のとおり実施する。

なお、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器の所在場所で行う定期検査は、検査期日以後60日以内に実施する。

平成21年5月25日

滋賀県知事 嘉 由紀子

## 1 検査を行う区域、検査を実施する期日および検査を実施する場所

| 検査を行う区域 | 検査を実施する期日 | 検査を実施する場所     |
|---------|-----------|---------------|
| 野洲市の区域  | 6月29日(月)  | 野洲市役所本庁舎東別館車庫 |
|         |           | 野洲市役所分庁舎車庫    |
| 栗東市の区域  | 6月30日(火)  | 栗東市総合福祉保健センター |

## 2 指定定期検査機関の名称 社団法人 滋賀県計量協会

## 公 告

## 危険物取扱者講習実施公告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成21年5月25日

滋賀県知事 嘉 由紀子

## 1 講習の種類

| 講習区分           | 危険物取扱者免状の種類  |
|----------------|--|
| 給油取扱所の危険物取扱者   | 甲種<br>第1類の乙種<br>第2類の乙種<br>第3類の乙種<br>第4類の乙種<br>第5類の乙種<br>第6類の乙種<br>丙種 |
| 給油取扱所以外の危険物取扱者 | 甲種<br>第1類の乙種<br>第2類の乙種<br>第3類の乙種<br>第4類の乙種<br>第5類の乙種<br>第6類の乙種<br>丙種 |

## 2 講習の日時および場所

- (1) 給油取扱所の危険物取扱者を対象とした保安講習  
(前期)

| 日 時      |              | 講 習 場 所      |                |
|----------|--------------|--------------|----------------|
|          |              | 会 場 名        | 所 在 地          |
| 7月9日(木)  | 9時30分～12時30分 | 湖南広域消防局北消防署  | 守山市石田町377番地の1  |
| 7月15日(水) | 9時30分～12時30分 | 甲賀広域行政組合消防本部 | 甲賀市水口町水口6218番地 |
| 7月17日(金) | 9時30分～12時30分 | 東近江行政組合消防本部  | 東近江市東今崎町5番33号  |
| 7月23日(木) | 9時30分～12時30分 | 彦根商工会議所      | 彦根市中央町3番8号     |

(後期)

| 日 時       |              | 講 習 場 所     |            |
|-----------|--------------|-------------|------------|
|           |              | 会 場 名       | 所 在 地      |
| 10月21日(水) | 9時30分～12時30分 | 彦根商工会議所     | 彦根市中央町3番8号 |
| 10月29日(木) | 9時30分～12時30分 | 大津市勤労福祉センター | 大津市打出浜1番6号 |

(2) 給油取扱所以外の危険物取扱者を対象とした保安講習

(前期)

| 日 時      |               | 講 習 場 所      |                |
|----------|---------------|--------------|----------------|
|          |               | 会 場 名        | 所 在 地          |
| 7月8日(水)  | 13時30分～16時30分 | 湖南広域消防局北消防署  | 守山市石田町377番地の1  |
| 7月9日(木)  | 13時30分～16時30分 | 湖南広域消防局北消防署  | 守山市石田町377番地の1  |
| 7月10日(金) | 13時30分～16時30分 | 湖南広域消防局北消防署  | 守山市石田町377番地の1  |
| 7月14日(火) | 13時30分～16時30分 | 甲賀広域行政組合消防本部 | 甲賀市水口町水口6218番地 |
| 7月15日(水) | 13時30分～16時30分 | 甲賀広域行政組合消防本部 | 甲賀市水口町水口6218番地 |
| 7月17日(金) | 13時30分～16時30分 | 東近江行政組合消防本部  | 東近江市東今崎町5番33号  |
| 7月23日(木) | 13時30分～16時30分 | 彦根商工会議所      | 彦根市中央町3番8号     |
| 7月24日(金) | 13時30分～16時30分 | 滋賀県立文化産業交流会館 | 米原市下多良二丁目137番地 |
| 7月28日(火) | 13時30分～16時30分 | 大津市勤労福祉センター  | 大津市打出浜1番6号     |

(後期)

| 日 時       |               | 講 習 場 所      |                |
|-----------|---------------|--------------|----------------|
|           |               | 会 場 名        | 所 在 地          |
| 10月15日(木) | 13時30分～16時30分 | 湖南広域消防局北消防署  | 守山市石田町377番地の1  |
| 10月16日(金) | 13時30分～16時30分 | 甲賀広域行政組合消防本部 | 甲賀市水口町水口6218番地 |
| 10月20日(火) | 13時30分～16時30分 | 東近江行政組合消防本部  | 東近江市東今崎町5番33号  |
| 10月21日(水) | 13時30分～16時30分 | 彦根商工会議所      | 彦根市中央町3番8号     |
| 10月22日(木) | 13時30分～16時30分 | 滋賀県立文化産業交流会館 | 米原市下多良二丁目137番地 |
| 10月29日(木) | 13時30分～16時30分 | 大津市勤労福祉センター  | 大津市打出浜1番6号     |

3 受講対象者 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項または第2項の規定により講習を受けなければならない者

4 受講手数料 受講申請書に所定の事項を記入の上、滋賀県収入証紙4,700円をはり付け、5に示す受付期間中に6に示す受付場所に提出すること。

5 受講申請書の受付期間 前期については、平成21年6月1日(月)から6月24日(水)まで(ただし、土曜日および日曜日ならびに6月12日(金)を除く。)の9時から12時までおよび13時から16時までとする。なお、郵送による受付も行う。(当日消印有効)

後期については、平成21年9月15日(火)から10月2日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から12時までおよび13時から16時までとする。なお、郵送による受付も行う。(当日消印有効)

6 受講申請書の受付場所 社団法人滋賀県防火保安協会連合会 〒520-0044 大津市京町三丁目4番22号 滋賀会館南館4階 TEL 077-521-3921

7 その他 その他詳細については、受講申請書の受付場所に問い合わせること。

